

2016 年度事業計画

1. 福島の子ども保養プロジェクトを継続して取り組みます。

活動の一つの区切りとして、「震災から10年」つまり、2021年3月までを活動継続の目標としたいと考えています。

この時期は、原発事故以降に生まれた子どもたちが自然とふれあいながら成長する大切な時期と重なります。³

その中では、以下のような方針で取り組みを進めていきたいと考えています。



あそぶ〜べ〜

- (1) 未就学児の週末保養については徐々に規模を縮小していきます。
- (2) 比較的多くの人に参加でき、親子への支援効果も高いと思われる「外遊び」プログラム（「こども遊び塾」）を確立し、この取り組みへの活動のシフトを図ります。
- (3) 保護者の心の整理・精神的ケアを目的とした「コヨット!ほっこりママ会」を開催します。
- (4) それぞれの活動について、県内の他団体との協力関係で進め、「コヨット」以後の地域での活動につなげます。
- (5) これまで、全国各地で福島の子どもたちやその保護者を長期休暇の時期にお招きいただく「県外受入企画」をたくさん開催していただいています。

県外受入企画は、私たちだけではできない機会を福島の親子に提供していただくありがたい企画です。これまで同様の支援をお願いしていきます。

今年度、(2)については2015年6月から、県から沼尻県有林を借り受け、地元の森林組合や「里山の復活活動組織」「一般社団法人プレーワーカーズ」と連携し試行プログラムを実施しているところです。

また、(3)については、日本プレイセラピー協会、福島県臨床心理士会と連携して、

³ 人間の脳の大脳辺縁系は、食欲などの本能や快感・恐れといった情動に関する機能が集まっています。人間が生命を存続させるために自分の身を守るための機能、自律神経系・免疫系・内分泌系をコントロールする機能があります。この部分は、幼児期に成長すると言われており、屋外で遊ぶことにより、自然から受ける刺激で、より成長が高まるとも言われています。実は、この部分が成長するのは9歳までだということがわかっています。従って東日本大震災の年に生まれた子どもが、満10歳の誕生日を迎える日、2021年3月までが一つの区切りになるのではないかと考えています。

試行プログラムを実施しています。



こども遊び塾



コヨット!ほっこりママ会

(6)2016年度からは、「暮らし応援募金」をはじめとした支援金の集約状況を鑑みながら、費用のかかる週末保養、就学児企画の見直しをすすめ、徐々に「こども遊び塾」や「コヨット!ほっこりママ会」の事業にシフトしていきたいと考えています。その理由としては、

- ①週末保養は、全国の生協からの募金とともに日本ユニセフ協会の東日本大震災緊急募金支援も受け実施してきましたが、この募金支援は2016年度上期をもって終了することが決まっており、それ以後は全国の生協の募金に頼らざるをえません。また、毎週末の企画と運営は、費用の点でも事務局の実務の点でも負担が大きいのが実態となっています。乳幼児期は子育てのストレスが高い時期であり、とりわけ原子力災害に対する親の不安に応えるためにも、全くなくすわけにはいかないと考えていますが、限られた資金と体制の中で頻度は減らしていき、その分を「コヨット!ほっこりママ会」等に充てたいと考えています。
- ②県から借り受けた沼尻県有林での「こども遊び塾」は、放射線量が低く、地元のネットワークも充実しています。震災後外遊びを制限されて育った小学校低学年から参加できる企画へのニーズが高く、これまで実施したプレ企画も非常に好評でした。各自で参集する日帰り企画とすれば、費用を押さえながら参加の機会を増やすことができます。

(7)さらに、2018年度までの3年間に、こうした事業を「コヨット」独自のスタッフによる運営から、これまでに築いてきたネットワークとの連携による運営に切り替えを行い、2019年度には、他のNPO組織などに、この事業を引き継いでいただけるよう働きかけを行っていきたくと考えています。

その上で、2020年度に、「コヨット10年間の歩み」について、一定まとめあげ、今後の教訓とするとともに、支援いただいた方々に配布し、御礼にかえていけたらと考えています。

以上のような活動を行うため、全国の生協と日本生協連に、以下の3点をお願いしています。

(1)引き続きこの活動を支えるための活動資金をお願いいたします。

また、これまでご提供いただきました募金も含めて、その一部を事務局運営のための費用として活用させていただきたいと思っております。

(2)本来なら私たち自身が福島の親子の現状やコヨットの様子を発信すべきと思いますが、現在の体制では、企画の実施状況や募金の執行状況など頻繁な情報発信は難しく、全国の支援者への結果報告に弱さがあるのも事実です。情報整理・発信については、日本生協連にもご支援いただけますと大変助かります。

(3)毎年開催してきました「県外受入企画」の主催を希望する生協向けの説会につきまして、引き続き日本生協連に共催していただきたいと思います。

2. 広報・啓発活動

(1)地域の小中学校の子どもたちに世界に目を向け
てもらおうためのユニセフ出前講座の講師の養成
や「子どもにやさしい空間研修」を開催します。

(2)ユニセフライブラリーの貸し出しを行い、学習
資料の提供を行います。



子どもにやさしい空間研修

3. ユニセフ協力(募金)活動

(1)緊急募金の発生時には情報の収集や発信など機敏に対応し、協力者を広げます。

(2)書き損じはがきや外国コインなど様々な形での募金をさらに広げます。

(3)ハンドインハンドの取り組みに参加するボランティアを増やしていきます。

4. 組織強化

(1)会津支部が軌道にのるよう努め、浜・中への支部づくりへの足掛かりとします。

(2)理事・評議員をはじめとして、県内の様々な企業や団体に支援の輪を広げます。

(3)県内外の国際機関、国際協力団体等と情報交流を行います。

(4)福島の子どもの保養プロジェクトの他県受入企画に取り組んでいただいた他県のユニセフ協会との交流を深めます。

5. 福島市子ども権利条例制定に向け、これまでの「福島市子ども権利条例制定推進会議」を「福島市子ども権利条例早期制定を目指す市民会議(仮称)」に組織改編し、活動を強化します。

- (1) 新議長並びに議会事務局との懇談の場を設定し、議長申し送り事項の扱いや条例制定に向けての考え方を確認します。(12月18日に実施)
- (2) 全会派一致で採択された請願は生きているので、引き続き条例制定の早期実現に向け、議会に働きかけを行います。
 - ① 議員連盟が解散し、新しい議員も誕生したこともあり、議員向けの学習会を再度計画し、また各会派ごとに意見交換の場をつくりまます。
 - ② 議長申し送り事項にある議会の中に調査特別委員会が設置された場合は、どのような進め方になるのかを確認しながら、当方で策定した条例案を取り上げてもらえるよう積極的に働きかけを行います。
- (3) 市当局の協力をいただきながら、関係者との意見交換を積極的に行います。
- (4) パンフレットやポスターなどの広報媒体を作製し、活用しながら、市民運動として盛り上げていきます。
- (5) 市長に対して「福島市子ども権利条例の早期制定要請」の署名活動を行います。
- (6) 現在の当制定推進会議の位置づけについて
 - ① 当制定推進会議は、市議会への請願や日本ユニセフ協会がすすめる「こどもにやさしいまちづくり」の活動の一環として進めてきたため、福島県ユニセフ協会として取組んできた経過があつて、構成団体の多くは、県協会の理事・評議員団体となっており、県を単位とした組織が多くなっています。さらに市議会全会派一致で採択されたこともあり、各会派の代表にも構成メンバーに入っていたり、県弁護士会の中に「子どもの権利条例制定をめざす弁護士の会」ができたこともあつて、弁護士の先生方にもメンバーに入っていたりしてきました。
 - ② 当初より、福島市に制定する条例ということもあり、県組織ではなく、福島市の関連団体を推進会議構成団体に加えるべきだとの意見をいただいております。ただ、当面福島市の条例を制定する計画ですが、全県を視野に入れているということもあり、これまで進めてきました。
 - ③ 今後市民運動として盛り上げていくために、制定推進会議は、現メンバーで引き続き協力いただけるところに残っていただきながら、仮称ではありますが「福島市子どもの権利条例制定を目指す市民会議」と名称変更し、福島市内を活動エリアとする市民団体に参画を促しながら、福島市に軸足を置いた活動を行います。
 - ④ 同時に、県協会として、県内の他市に対して、「子どもの権利条例」制定に向けた働きかけについて検討を進めます。